

令和8年度（2026年度）阿蘇世界文化遺産学術委員会保存管理専門部会運営補助 及び景観保全策検討に伴う景観計画分析業務委託基本仕様書

1 業務の名称

令和8年度（2026年度）阿蘇世界文化遺産学術委員会保存管理専門部会運営補助及び景観保全策検討に伴う景観計画分析業務委託

2 実施目的

本業務は、「阿蘇」の世界文化遺産登録を見据え、文化財保護法に基づく「重要文化的景観」の追加選定を今後検討するために別紙の景観単位図をもとに本県が指定した7つの景観単位（各市町1景観単位を想定）において、昨年度実施した阿蘇市内のケーススタディと同水準の詳細な調査・分析を実施することを目的とする。

昨年度（令和7年度）業務においては、阿蘇地域7市町村の景観行政（景観条例・景観計画の届出基準等）の現状や、メガソーラー・系統用蓄電池・森林伐採等の開発圧力を整理した。あわせて、阿蘇世界文化遺産視点場（17カ所）から望む眺望景観の分析を行い、一体的な阿蘇の文化的景観を阻害する要因を構造的に整理した。また、国内・海外の先進的な世界遺産における景観保全策の事例調査を実施し、バッファークーゾーンの設定、他法令（文化財保護法、自然公園法、農地法、都市計画等）との効果的な連携体制、及び民間・住民の理解促進プロセスの重要性を整理した。

今年度は、この昨年度の成果を引き継ぎ、7地区において、地籍図等のGISデータをもとに面的調査を実施する。なお、昨年度の阿蘇市内のケーススタディを含む計8地区のGISデータを同一水準で作成・再整理し、阿蘇地域全体の開発・変化の可能性を面的に把握する。

具体的には、対象地区における地籍・地目、都市化・市街化の歴史的変遷、法規制状況、及び具体的な開発圧力の動向をGIS（地理情報システム）上で統合的かつ面的に可視化・分析する。さらに、主要な眺望点からの眺望景観シミュレーションを通じて、土地利用変化やスプロール現象が景観に及ぼす影響を定量・定性的に把握し、農林畜産業分野（農政局・牧野組合等）及び都市計画分野（市街化の抑制等）との実効性ある連携に向けた景観保全策（広域景観保全の課題抽出）を構築するための基礎情報を整備する。

3 委託業務の内容

（1）阿蘇世界文化遺産学術委員会（保存管理専門部会）の運営補助

- ・当該専門部会は、提案資産及び緩衝地帯の保存・保全策について学術的に検討。
- ・委員は4名で2回の開催を想定（主に熊本市内で開催）。
- ・運営補助の内容は以下のとおり

①日程・会場について本県と協議のうえ決定する。現地開催の場合は県が会場を確保する。なお、オンラインとのハイブリッド開催の場合は本県がオンライン環境を整える。但し、オンラインのみで会議を開催する場合は、受託者がオンライン環境を整える。

②専門部会の資料作成について、景観計画分析に係る内容については受託者が作成する。

- ③専門部会当日は、委託事業の進捗状況や分析結果に関する知見を求められる場合があるため、受託者からも知見のある者が出席する。
- ④委員の旅費試算を行った上で、後掲「旅費・謝金の目安」を参考にして旅費・謝金を支払う（受託者負担）。

項目	摘要
委員旅費	・県外在住の委員の場合、1名につき16,000円程度の前泊があることを前提とすること。 ・県外在住の委員には、1日あたり2,200円程度、県内在住の委員には550円程度の旅行諸費を加算すること。 ・旅費試算の際に交通手段、前後泊の有無等について各委員に照会し、その結果を支払額に反映すること。
謝金	・会議1日につき10,500円を目安とする。

※委員は4名程度とし、全て県外在住（京都府、島根県、福岡県2名）を想定すること。

（2）景観保全策検討に伴う景観計画分析業務

受注者は、昨年度業務（令和7年度「阿蘇世界文化遺産学術委員会保存管理専門部会運営補助及び景観保全策検討に伴う景観計画分析業務委託」）の成果及び課題を十分に把握した上で、以下の業務を実施すること。

①追加選定を想定する7景観単位における面的要素の調査・分析

別紙の景観単位図をもとに本県が指定した7つの景観単位（各市町1景観単位を想定）について、昨年度実施した阿蘇市内のケーススタディの分析レベルに合わせるため、以下の調査・分析を行い、阿蘇市内のケーススタディを含む計8地区のGISデータを整備・作成すること。なお、阿蘇市内のケーススタディについても本調査と同水準となるよう必要な再整理・補足調査を実施すること。

A：地籍図・地目データによる土地利用状況の把握

県を経由して各自治体から提供される地籍図及び地目データ（GIS等）を収集・加工する。各景観単位における現状の地目の分布・土地利用状況を把握し、景観を構成する面的な要素を可視化する。

B：都市化・市街化の変遷に関する調査

旧集落域の特定と、居住域・宅地化の変遷プロセスを把握・分析を実施する。

なお、主要な道路の開通・開発時期、過去から現在にいたる地目の変遷履歴については、必要に応じて調査を実施する。

なお、分析にあたっては、追加のデータ等の利用を想定するが、追加で必要となるデータ等の調達や効果的な分析アプローチについては受託者からの提案を求める。

C：法規制による開発の抑制及び土地利用制限の把握

対象地区における各種法規制を整理し、開発可能な地域を整理する。

D：開発圧力や土地利用の変化が想定される地域の把握

対象地域内における、将来的に開発や土地利用変化（スプロール化、耕作放棄等）が発生する可能性が高い場所・ホットスポットを特定する。また有効な対応策について検討する。

②開発圧力による景観影響の可能性に関する分析

上記（２）で明らかになった「開発圧力や土地利用変化（スプロール、大規模工作物の設置等）の可能性が高い地域」について、阿蘇世界文化遺産視点場（17カ所）からの景観影響を予測する。なお、景観影響の予測・可視化にあたっては、本業務の目的に合致した、最も効果的かつ検証精度の高い表現手法について提案すること。

③眺望景観の保全から見た広域景観における課題の抽出

①②の分析結果を踏まえ、阿蘇地域全体の広域的な景観管理における課題を整理・抽出する。

（３）報告書の作成

（１）及び（２）について、報告書として取りまとめる。

4 著作権に係る留意事項

- （１）作成に当たり、第三者（本県及び受託業者以外）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- （２）本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに作成、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、熊本県に帰属する。

5 委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月29日（月）まで

6 契約上限額

9,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

7 成果品の納品

業務完了報告書の提出と併せて、委託業務の成果品として、次のものを納品する。

- （１）令和8年度（2026年度）阿蘇世界文化遺産学術委員会保存管理専門部会運営補助及び景観保全策検討に伴う景観計画分析業務委託報告書 9部
- （２）上記電子データ

8 業務上の留意事項

- （１）上記調査に伴い、委託者から追加して分析などについて指示がある。

- (2) 受託者は、当該業務の実施に際し秘密の保持や個人情報の保護等を行う義務がある。本業務で知り得た内容については、許可なく他に公表、転用及び貸与してはならない。
- (3) 受託者は、契約後に作業工程を記載した業務処理計画書を作成し提出するとともに、委託者と綿密に打合せ、進捗に応じて都度必要な情報提供を行うなど、当該業務を適正に執行することとする。
- (4) 受託者は、委託者の指示に誠意をもって適切に対応するとともに、業務の実施に際し不明な点が生じた場合は、その都度委託者と協議を行い、事業の円滑な実施に努めることとする。
- (5) 受託者は、当該業務の実施に際し入手・利用した情報等を委託者に提供するとともに当該業務委託の成果品に関して生ずる著作権は委託者に帰属するものとする。
- (6) 本県では、業務委託契約にあたっては、契約書に「報告及び調査」に関する条項を設け、契約期間中、県がこの契約に関する報告又は調査の必要があると認める場合、それに応じていただくこととなりますので、承知願います。

9 本仕様書

本仕様書は、プロポーザルの結果に基づき、委託者・受託者双方で実施内容の協議を行ったうえで、別途作成する。